

○基本目標1 人権教育・同和教育の推進

基本方針	基本方針の意図・目的	KPI	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R7)	現状水準とその背景	主要事業	今後の方向性
(1)就学前教育・保育の推進	子どもの人権感覚の基礎になる力を育むため、倉吉市就学前人権教育・保育指針等に基づく教育・保育を推進するとともに、子どもに関わる職員や保護者の人権意識を高める。	1 保育所・認定こども園への訪問率	100%	100%	100%	100%	・保育所・認定こども園への訪問は、保育内容と指針のレベルを比較して指導や助言を行った。例えば、人間関係の構築育ちに向けて各年齢を交えた行事を実施する等、各園で指針に基づく教育・保育が推進され、保育の質の維持・向上がはかられている。 ・公立保育園では年3回人権保育学習会を開催した。公私保育園等では年3回の保育所等職員基本研修会、年5回の発達支援学習会を開催し、のべ417人が参加し、支援が必要な子どもへの理解と対応力を高める等専門的な知識と技術の習得を積極的に図った。	・保育所等計画訪問事業 ・人権教育・保育推進事業 ・異文化交流事業 ・地域の高齢者との交流事業	・子どもの人権感覚の向上と職員意識の維持向上のため、保育指針に基づき保育を実施していく。 ・行政は保育所等への訪問を継続し、指導助言を行う。また、保育士や保護者を対象とした人権問題に関する学習機会を提供し、参加者が参加しやすい環境づくりに努め、参加率を上げる。
		2 保育士、保育教諭等を対象とした研修会の開催回数	2	6	11	1			
(2)学校教育の推進	家庭・地域・学校・関係機関が連携し、子どもが、人権尊重の社会づくりの担い手として、あらゆる差別の解消に向け行動できる資質と能力を育成する。 教職員のあらゆる差別の解消への指導力を高めるとともに、すべての児童生徒の学力を保障する。	3 全国学力・学習状況調査の質問項目「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」における肯定的な回答の割合	小:99% 中:97%	小:97% 中:96%	小:98% 中:97%	小:100% 中:100%	・学校教育のあらゆる場面で、人権学習の要素を取り入れ学習を行っていることから、「いじめはいけない」という意識は、例年高いレベル(小学校98.6%、中学校96.9%)にある。 ・貧困等の家庭環境や居住地を理由とする学力保障については、近年は高校進学等に問題は生じていないが、地区学習会の参加者は年々減少傾向にある。 ・不登校は社会的増加傾向。不登校となる原因はさまざまであり、学習機会の確保がますます必要。 ・全国的にみると、R5年度に日本財団が行ったこども1万人意識調査において、不登校のこどもに教育を受けるために希望する制度・サポートを尋ねた結果、オンラインでの受講が約4割、また、こどもの権利を守るためにあるとよい仕組みについては、こどもの権利について知る教育に次いで意見を伝えるサポーターの設置、相談できる場所を望んでいることが明らかとなった。	・人権尊重社会の担い手づくり ・様々な障がいについての理解・交流学習推進事業 ・情報モラル教育推進事業 ・国際理解教育の推進事業 ・高齢者の人権に関する学習の推進事業 ・インターネット等を利用した情報を正しく理解し、使用するための学習活動事業 ・性の多様性について理解を深める学習推進事業 ・児童生徒・保護者への男女の人権啓発事業 ・高校友の会育成事業 ・地区学習会推進事業 ・児童館、放課後児童クラブ運営事業	・児童生徒の資質向上のため高い人権意識を継続して育成していく必要がある。 ・学校教育のあらゆる場面での人権学習に継続して取り組む。 ・行政は、オンライン授業の提供等により、不登校児童生徒の学習機会を確保する。 ・SNS上での差別事象やトラブルに触れる機会が多いことから、家庭や学校において、情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育てる情報モラル教育を推進する。
(3)社会教育の推進	家庭や地域における人権教育の充実により、市民一人ひとりが同和問題をはじめあらゆる人権問題を自らの課題として認識する。	4 同和教育推進員を対象とした研修会の参加率	59%	66%	70%	78%	・全地区で学習会等が再開されたが、市民意識調査「職場や学校、地域など身近なところで、人権が十分に保障されていると感じている市民の割合」は、R1年度69.7%が、R2年度70.5%、R3年度50.7%、R4年度51.1%、R5年度48.5%、R6年度49.6%と減少傾向にある。(R7年度目標87%) 内閣府調査において、日本で人権が侵害されるようなことについて多くなってきたと答えた国民の割合が増加していることから全国レベルでも同様であり、インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害、職場等におけるハラスメント、誹謗中傷に対する法的対策の強化等に係るメディアでの報道等により、問題がより多くの人々に知られ、身近な問題として捉えるようになったことが一因となっている。	・同和教育推進員設置事業 ・人権に関する講演会や研修会の実施 ・倉吉市人権教育研究事業 ・男女共同参画政策推進事業 ・国際交流事業	・行政は、各地区同和教育推進員の研修会等参加を促す広報を積極的に行うとともに、学習機会を提供する。 ・各地区同和教育推進員は研修会等に積極的に参加し、地区における同和教育を推進する。 ・行政と各地区人権部門関係団体は連携し、各地区学習会を開催する。
		5 各地区コミュニティセンターにおける研修会等の開催回数	-	13	13	13			

○基本目標2 人権啓発の推進

基本方針	基本方針の意図・目的	KPI	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R7)	現状水準とその背景	主要事業	今後の方向性
(1)学習機会と情報の提供	市民が人権に関する情報や学習する機会が得られる。	6（部落解放研究倉吉市集会）アンケートによる参加者の満足度	91%	96%	94%	80.0%	・R5年度は、町内学習会が全自治公民館で開催されるなど、コロナ禍において縮小・中止していた講演会や講座等を再開し、あらゆる人権課題をテーマに学習機会を提供したことから、市民は学習する機会や人権に関する情報が得られる状態にあると言える。しかし、市民意識調査「過去5年間に人権問題に関する学習会や講演会・研修会に参加したことがある市民の割合」は、R3:57.7%、R4:51.0%、R5:52.1%、R6:48.7%と減少傾向にある。 ・鳥取県人権意識調査結果報告書によると、講演会や研修会等に参加しなかった理由について、講演会や研修会等が行われていることを知らなかった(34.5%)が最も多く、次いで、人権問題には関心がなかった(33.2%)、参加したかったが、忙しくて都合がつかなかった(10.5%)であった。 ・市民意識調査「同和地区（被差別部落）の起源や歴史、部落差別の現実を認識している市民の割合」は、R3:63.1%、R4:64.0%、R5:66.6%、R6:64.6%と横ばい状態であり、目標値(71%)に6.4ポイント届かなかった。 人権擁護に関する世論調査では、多くの人がインターネット上の誹謗中傷(53.0%)や障がい者(50.8%)、子ども(43.1%)、女性に関すること(42.5%)に関心をもっていることが分かる。インターネット上の誹謗中傷やハラスメント報道に触れる機会が多く、問題の深刻化に関心を示す人が増え、より公正で平等な社会を求める動機となり、以前は気づかなかった問題に気づくようになったことも要因の一つである。 また、同調査において、人権尊重意識が人々の間に広く深く浸透するためには、どのような方法で啓発広報活動を行うことが効果的かについては、「テレビ・ラジオ」67.5%、「SNSを含むインターネット」49.5%、「新聞・雑誌」32.9%を挙げた人の割合が高い。	・部落解放研究倉吉市集会開催事業 ・倉吉市部落解放文化祭開催事業 ・同和（人権）教育町内学習会実施事業 ・人権のために学ぶ同和教育講座実施事業 ・人権啓発総合推進事業 ・図書展示事業 ・倉吉市人権絵本作成事業 ・くらし男女共同参画推進スタッフ育成・運営事業 ・外国にルーツを持つ人の人権啓発事業 ・バリアフリー及びユニバーサルデザイン啓発事業 ・拉致被害者の人権啓発事業 ・性的マイノリティの権利啓発事業 ・健康教育事業 ・社会を明るくする運動等の啓発事業 ・犯罪被害者問題等啓発事業	・講演会や研修会等が行われることを知らず参加しなかった人が多いことから、行政は、参加してみたいという参加意欲につながるチラシやWebページを作成するなど様々な媒体で積極的に情報提供を行う。 ・部落解放月間や人権週間などにおいて広報を行い、あらゆる場面で市民に情報が届く取組を行っていく。 ・参加者のニーズや興味に合った情報の提供と改善を継続的に行き、参加者の減少や固定化の解消につながる効果的な啓発を行う。 ・行政は、人権尊重意識が広く正しく浸透するために、インターネット上における啓発広報活動を継続し、若年層への啓発を充実させる。 ・各自治公民館は行政と連携し、町内学習会を開催する。 ・市民は、町内学習会等に積極的に参加する。
		7（倉吉市部落解放文化祭）アンケートによる参加者の満足度	－	91%	92%	70%			
		8 同和（人権）教育町内学習会を実施した地域の割合	100%	100%	100%	100%			
		9（人権のために学ぶ同和教育講座）アンケートによる参加者の満足度	95%	93%	88%	100%			
		10 各関係機関、団体からの講師依頼件数に対する対応率	100%	100%	100%	100%			
		11 市報による特設記事を掲載した回数	6	6	6	6			
		12 人権関連三法の市民の関心と理解を深めるよう市報、公式ウェブサイト等での啓発の実施	実施	実施	実施	実施			
		13 人権に関する啓発月間、啓発週間にあわせ関連する図書等を選んで展示するコーナーの設置回数	6	6	6	4以上			
(2)行政・企業等における人権啓発の推進	行政職員は、人権意識と資質の向上に努め、人権に配慮した業務を遂行する。 企業は、差別がなく、働きがいのある職場づくりにより、人権尊重を企業文化として定着させる。 関係団体は、実践につながる啓発により、多様性と人権が尊重される職場づくりを進める。	15 市職員の同和教育町内学習会参加率	－	－	84.0%	95%	・同和（人権）教育町内学習会への市職員の参加率は84%であった。職員は、職場内や外部研修への参加を背景に業務を遂行している。 ・企業の立場から人権問題にたいする正しい認識と理解を深めるため、倉吉市人権啓発企業連絡会進入社員研修会を実施し、9社から32人の新入社員が参加し、部落差別事象等について学びを深めた。また、ハラスメントや障がいの者の就労をテーマとした講演会等を通じて「人権尊重」の取組を推進した。 ・感染症5類以降後は、三者合同研修会や新入社員研修会で、差別のない働きやすい職場づくりに向けた取組みを推進した。県レベルでみると、令和3年度鳥取県職場環境等実態調査報告書から、県内企業の7割強がハラスメント対策を講じており、前回調査（H30）と比較すると、相談窓口の設置や迅速かつ適切な対応、適切な措置の実施が増加し、差別のない働きやすい職場をつくろうとする企業が増えている。女性のハラスメント被害が減少する一方で、男性に対するパワハラやバタハラが微増傾向にある。パワハラについては、「暴言を受けた」が最も多く、また、バタハラについては、男性の育児休業の取得の必要性を理解する者が増加し、育児休業の取得率は増えているものの、休業時の代替要員の確保等が大きな要因となっている。	・市職員同和教育町内学習会参加事業 ・企業等における人権啓発の推進事業	・行政は、市職員への情報提供を徹底することで学習会・研修の参加率を高め、市民対応のレベルを維持・向上させる。 ・関係団体と連携し、企業は、経営責任者等による研修の継続、人権に関連する苦情処理や問題解決の仕組みを整え、性別、人種、宗教、性的指向など違いを認め、従業員が活躍できる多様性を尊重した包括的な環境を整備する。
		16 三者合同研修会及び新入社員研修の参加者の延べ人数	32	55	53	50			

○基本目標3 相談・支援体制の充実

基本方針	基本方針の意図・目的	KPI	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R7)	現状水準とその背景	主要事業	今後の方向性
(1)相談・支援体制の充実	誰もが、人権に関する相談しやすい環境がある	17 相談の解決率	50%	88%	90%	90%	・人権文化センターにおけるR5年度の相談件数は、前年度と比較し107件増の327件と大幅に増加した。相談内容が、子どもに関することや、就労や教育・保育、福祉・健康と、相談内容が生活全般にわたるなど、必要な対応・支援は個別性が高まっており、関係機関と連携し対応した。 ・身近に起こる人権に関する問題を相談できる場として、年間を通して特設人権相談所を開設し、広く社会の実情に通じた人権擁護委員がその対応にあたった。	・人権相談対応事業 ・法務局特別人権相談所開設等案内事業 ・人権文化センター職員資質向上研修事業 ・発達支援体制整備、障がい児保育 ・就学前教育・保育と小学校、小学校と中学校との連携事業 ・子どもの貧困への対応事業 ・不登校・いじめ問題相談対応事業 ・要保護児童対策地域協議会運営事業 ・障がい者相談支援事業 ・女性相談窓口の充実事業 ・日本語学習会実施事業 ・中国残留邦人等支援給付事業 ・地域包括支援センター事業 ・介護保険・介護予防事業 ・国民健康保険・国民年金制度啓発事業 ・健康相談事業 ・パートナーシップ制度推進事業 ・再犯防止推進事業	・相談窓口の周知を継続する。 ・相談対応を行う職員は、正しい人権意識のものと的確な助言等が出来るよう積極的に研修会や講座等を受講し、資質向上を目指す。 ・人権文化センターは、関わりの少ない地域住民に対し訪問型アプローチから課題を把握し、必要に応じた支援につなげる。 ・相談対応を行う職員の資質向上をはかるため、行政は、研修会等学習機会を提供する。 ・分野を超えた相談・支援に対応するため、行政は、重層的支援体制のもと、関係各課・機関と連携し適切な支援につなげる。
		18 特設人権相談所の開設を市報に掲載した回数	12	12	12	12以上	・保育所や学校においては、加配保育士やSSW、こころの教室相談員の設置している。障がい者地域生活支援センターや地域包括支援センター、女性相談員の設置など、あらゆる場面で相談窓口を周知したことから、市民意識調査「過去5年間に差別や人権侵害を受けたことがある」と答えた人のうち、「誰かに相談した市民の割合」は、R3年度67.1%、R4年度61.5%、R5年度72.3%となり、相談窓口の周知がはかられ、相談しやすい場として定着してきたと言える。		
(2)差別事象への対応	差別事象の発生時において、適切な対応を行う。	19 人権侵害等事象発生の際の対応率	100%	100%	100%	100%	差別事象の発生件数は、以前（H29年度7件、H30年度5件）に比べ減少したが、行政に報告のあった差別事象は、ここ5年間は毎年1～2件発生している。 R5年度は、市内公園の駐輪場の内壁の一部に差別落書が1件発生した。落書き内容の確認・記録、倉吉市人権啓発検討委員会の開催など、対応要領に基づき迅速に対応するとともに、差別事象発生時の対応について職員に周知した。	・人権侵害、差別落書き事象等対応事業 ・人権啓発検討委員会運営事業	・差別事象は新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を助長するなど、その影響は大きい。差別事象が発生しないよう、行政は啓発活動や教育プログラムを通じて意識改革を促進する。
		20 差別事象の対応率	100%	100%	100%	100%			
(3)人権侵害救済制度の確立要求	人権侵害を受けた人の救済制度が確立されている。	21 他の地方公共団体と連携した関係省庁に対する要請活動の実施	実施	実施	実施	実施	人権擁護に関する世論調査（R4.8月調査）から、人権問題に対する関心については、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害が最も多い状況にある。部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会の事務局として統一行動への参画や、法務省に対しインターネット上の差別記載への法的施策の必要性や、差別書き込み削除の取組み促進を求める要請行動を実施した。今年5月にはプロバイダ制限法の改正が行われ、プラットフォーム事業者も法の対象となるなど、現状改善にむけた法整備がされつつあるが実効性のある法整備とは言えず、SNS上における誹謗中傷があとをたたない状況にある。	・差別禁止法等整備要請事業	インターネット上の差別事象の解決策として、人権を侵害する違法な情報の削除を義務づける法整備が進められつつある。法制度の充実に向けた国への要請を継続する。